

医療扶助(施術)の手引き

1. 施術者の指定

・ 指定申請及び各種届出

生活保護法の指定を受けようとする施術者は、生活保護法指定申請書に所定の事項を記入し、※県福祉医療部地域福祉課保護係(奈良県知事と協定済み施術団体に加入されている場合は、団体へ届け出)に提出してください。

また、新たに指定を受けようとする場合でなくても、あらためて指定の手続が必要となることがあります。

(新規開設、変更(名称、所在地等)、休止、廃止、辞退、再開)

具体的には、「指定医療機関届出事項一覧表」を参照してください。

* 医療機関等の所在地が奈良市の場合は、届出は奈良市福祉事務所へしてください。

2. 指定施術者の義務

・別添 「指定医療機関担当規程」等の規定による。

3. 施術給付方針

必要最小限の施術を限度として現物給付するものとし、範囲は、柔道整復、あんま・マッサージ及びはり・きゅうです。

施術の給付につき要保護者から申請を受けた福祉事務所は、その必要性につき給付要否意見書(施術)を指定施術者から求め医師の同意を得たうえでその要否を決定します。

4. 施術料

別紙「はり・きゅうの施術料金の算定方法」の基準として、定めた額以内の額とします。(実施にあたっての細目については、国民健康保険の例による)

「生活保護法による医療扶助運営要領について」別紙第4号の4に定める基準額以内の額

5. 施術料の請求

施術報酬請求書を作成し、翌月10日までに施術券を発行した福祉事務所に提出してください。

6. 中国残留邦人等に対する医療支援給付

I 概要

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)」が成立し、その一部が平成20年4月1日から施行されることに伴い、「中国残留邦人等に対する支援給付制度」が開始されました。

この支援給付の1つとして、医療支援給付が創設されました。これは、生活保護の医療扶助と同様、指定医療機関に医療の給付を委託する「現物給付」として行われます。

II 指定医療(施術)機関

指定医療(施術)機関については、法施行時(平成26年7月1日)に、生活保護法に基づく指定を受ける機関は、中国残留邦人等支援法の指定医療(施術)機関としてみなされますので、別途の指定手続きは必要ありません。

III 医療支援給付の給付手続き

給付の手続きについては、基本的に生活保護の医療扶助と同じです。

IV 医療支援給付に係る医療報酬の請求方法

医療報酬の請求については、生活保護と同様です。

V 相談窓口

別添の「生活保護担当関係部局一覧」と同様です。

	柔道整復	あんま・マッサージ	はり・きゅう
医師の同意	必要 ただし、打撲又は捻挫の手当て、脱臼又は骨折の応急手当については、医師の同意は不要。	必要	必要
同意の確認方法	要否意見書の医師同意欄による。	要否意見書の医師同意欄、又は医師の診断書(病名、症状、発病年月日が明記されており、施術の要否が判断できるもの)による。 ただし、脱臼又は骨折の患部に施術する時は要否意見書の医師の同意が必要。	要否意見書の医師同意欄、又は医師の診断書(病名、症状、発病年月日が明記されており、施術の要否が判断できるもの)による。
給付要否意見書の医師意見欄の記載方法	医師が当該施術にかかる意見を記載する。		
承認期間	継続は第4月以降、3ヶ月を経過する毎に要否を検討する。	継続は第7月以降、6ヶ月を経過する毎に要否を検討する。	

* はり・きゅうについては指定医療機関による医療の給付を受けても所期の治療効果が得られないもの、又は今まで受けた治療の経過から見て治療効果があらわれていないと判断されるものを対象としますが、指定医療機関の医療の給付が行われている期間は、その疾病にかかる施術は給付の対象とはなりません。

指定医療機関届出事項一覧表

届出を要する事項	指定申請	廃止届	変更届	休止届	その他	
(1) 病院・診療所・薬局又は施術者が新たに生活保護法による指定を受ける場合	○					
(2) 既に指定医療機関である場合	・ 開設者が 法人 ⇄ 個人、親 ⇄ 子、医療法人 ⇄ 社会福祉法人(法人の種類の変更)、診療所 ⇄ 病院に変更した場合	○	○			
	・ 開設者の氏名を改姓等により変更した場合 ・ 指定医療機関の名称を変更した場合			○		
	・ 指定医療機関を移転した場合	○	○			
	・ 指定医療機関又は指定施術者の所在地が住居表示の変更・地番整理等により変更があった場合			○		
	・ 指定医療機関の開設者又は指定施術者本人が死亡し、あるいは失そうの宣告を受けた場合 ・ 指定医療機関の開設者又は指定施術者本人が当該指定医療機関又は当該業務を廃止した場合		○			
	・ 天災その他の原因により、指定医療機関の建物もしくは設備の一部が損壊し、正常に医療を担当することができなくなったが、当該指定医療機関の開設者がこれを復旧する意思及び能力を有する場合 ・ 指定医療機関に勤務する医師等の不足のため一時的に休止する場合 ・ 指定医療機関の開設者又は指定施術者が自己の意思により、当該指定医療機関又は当該業務を休止した場合				○	
	・ 休止した指定医療機関を再開したとき					再開届
	・ 指定医療機関の指定を辞退しようとするとき					辞退届

指定医療機関医療担当規程

昭和25年8月23日	厚生省告示第222号
改正	昭和26年 厚生省告示第193号
	平成 6年 厚生省告示第310号
	平成12年 厚生省告示第213号
	平成14年 厚生労働省告示第40号
	平成14年 厚生労働省告示第323号
	平成18年 厚生労働省告示第296号
	平成20年 厚生労働省告示第170号
	平成22年 厚生労働省告示第144号
	平成25年 厚生労働省告示第385号
	平成26年 厚生労働省告示第223号
	平成27年 厚生労働省告示第195号
	平成30年 厚生労働省告示第344号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条第1項の規定により、指定医療機関医療担当規程を次のとおり定める。

指定医療機関医療担当規程

(指定医療機関の義務)

第1条 指定医療機関は、生活保護法(以下「法」という。)に定めるところによるのほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者(以下「患者」という。)の医療を担当しなければならない。

(医療券及び初診券)

第2条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券(初診券を含む。以下同じ。)を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

第3条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

(診療時間)

第4条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療をうけることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

(援助)

第5条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めたときは、速やかに、患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

- 1 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 2 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 3 移送
- 4 歯科の補てつ

(後発医薬品)

第6条 指定医療機関の医師又は歯科医師(以下「医師等」という。)は、投薬又は注射を

行うに当たり、後発医薬品(法第34条第3項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。)の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

- 2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。
- 3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第9条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であって、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤するものとする。

(証明書等の交付)

第7条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

- 2 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

(診療録)

第8条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第9条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第10条 指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知った場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 1 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。
- 2 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第11条 指定医療機関である健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によって」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によって」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

(薬局に関する特例)

第12条 指定医療機関である薬局にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。

(準用)

第13条 第1条から第10条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第1条から第5条まで、第7条第1項及び第8条から第10条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。